

子供連れ去った者勝ち

離婚後の「単独親権」争う両親

子と親の 離別

揺らぐ親権制度

①

突然の出来事だった。「あなたとはもう一緒に住みません。しばらく別居します」。2年前、当時地方勤務だった東京都の会社員男性(47)は仕事中、妻から受けた電話に耳を疑った。それまで何の相談もなかった。当時7歳と4歳の息子と家族4人で幸せに暮らしていると思っていた。慌てて自宅に戻ると、妻と

「こんなやり方、ひどいじゃないですか」。義父に訴えたが、「娘が決めたことだから」と取り付く島もない。その後、子供との面会を求めると、妻側は「子供の精神状態が不安定」として弁護士を通じ拒否。役

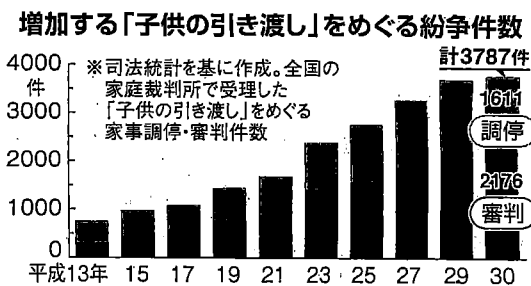


子供連れ去られたとして営利目的略取誘拐罪などで元妻側を刑事告訴した兵庫県の男性。同じ境遇の親に対し問題の啓発活動をしている。―大阪市内

親権
未成年の子供に対して父母が持つ権利や義務。民法では、日常の世話をする監護や教育のほか財産管理などが定められている。結婚していれば原則、2人が親権者となるが、離婚した場合、日本は一方を親権者に定める「単独親権」をとっている。

近年、夫婦の一方が相手に黙って子供と家を出る「連れ去り」が頻発している。離婚や親権の問題に詳しい上野弁護士によれば、離婚時の親権争いで、家庭裁判所は育成環境が一変するのは子供に不利になるの考えから、同居している親を優先する「監護の継続性」を重視するため、連れ去りが親権を勝ち取るテクニックとして定着しているのだという。

「連れ去った側は『DV被害を受けた』『夫婦不仲で子供の成長に悪影響』といった理田を主張すれば、裁判所は安易に容認してしまつ。『連れ去った者勝ち』の状況だ」(上野弁護士)



の事情よりも重要度が高いとはいえない」として、監護の継続性を重視し男性側を逆転敗訴とした。最高裁もこれを支持した。

日本では親権のない親はほとんど子育てに関わることはできず、面会交流も親権者の意向で制限される。親権者の再婚相手などによる児童虐待にもつながっているとの指摘もある。法務省は選択制などでの共同親権導入を含めた制度見直しの検討に乗り出している。

平成28年3月に千葉家裁松戸支部で判決が言い渡された親権訴訟は、こうした司法判断に二石を投じるものとして注目された。長女を不当に連れ去られたとする男性側と、男性からDV被害を受けたとする元妻側との訴訟で、男性側は「親権を得たら長女と元妻を年間100日程度、面会交流させる」、元妻側は「面会交流は月1回程度」と主張。判決は妻のDV主張を認めず、男性側の提案を「長女が両親の愛情を受け、健全に成長できる」と評価して男性側を勝訴とした。

だが控訴審の東京高裁は29年1月、「面会交流が他親権争いが起きる背景には、日本の民法が離婚後の「単独親権」制度をとっていることがある。一方、欧米では離婚後も両親が親権を持つ「共同親権」制度を採用している国が多い。